



平成 27 年 6 月 18 日

各 位

本社所在地 東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号
会 社 名 健康コーポレーション株式会社
代 表 者 代表取締役社長 瀬戸 健
コード番号 2928 札幌証券取引所アンビシャス
問合せ先 取 締 役 香西 哲雄
電 話 番 号 03-5337-1337
U R L <http://www.kenkoucorp.co.jp/>

RIZAP によるコース料金「30 日間全額返金保証制度」リニューアルのお知らせ

—結果やサービスにご満足いただけなかった場合に加え、
引越し、転勤など ”いかなる理由でも” 返金対象に—

当社子会社 RIZAP 株式会社（以下、「RIZAP」といいます。）では全てのお客さまに、安心して最高のダイエットの第一歩を踏み出していただくため、「30 日間全額返金保証制度」を導入しております。

今般、さらに最高水準の結果をお約束すべく、本制度を、30 日以内であれば、いかなる理由でもコース料金全額を返金する内容に全面リニューアルいたします。

具体的なリニューアルの内容については、以下のとおりとなります。

① 返金に際しての会社による承認規程を全面的に撤廃いたします

これまで、大規模詐欺行為などの万一の不測の事態に備えて、返金に際しては会社承認を必要とする規定を設けておりました。

幸いにも本規程の適用によって返金をお断りしたケースはなく、実態としては本規程を活用するシーンはございませんでした。

今回、実態と形式を合わせるため、規程を全面撤廃することといたしました。

これにより、実態も形式上も、お客様のご意志で新しい「30 日間全額返金保証制度」の適用を受けることが可能となります。

② 自己都合・担当変更等による退会も、全て全額返金の対象にいたします

これまでの全額返金制度は、あくまで「お客様にご満足いただけなかった場合」を想定していたため、引越し・妊娠・持病等による自己都合、トレーナーの異動等による担当変更、高頻度のキャンセル・食事報告の不実施などプログラムを正当に実施いただけなかった場合の退会は、全額返金の対象外として、別途退会制度でのご案内としておりました。

今後は、こういった場合も含めて、RIZAP のサービスレベルに起因するものと考え、全て全額返金の対象とさせていただくことといたしました。

これにより、お客様の引越しやご妊娠といった環境変化による退会も全額返金の対象となります。

また、トレーナー担当変更や、お客様が RIZAP プログラムを正当に実施いただけなかった場合でも、全額返金のご要請をいただいた場合は、「ゲストに徹底的に寄り添い、ダイエットを絶対に成功させる」というサービスが至らなかった RIZAP の責任であると厳しく認識し、全額返金の対象とさせていただきます。

なお、会社が販売する物品につきましては、従前と同様に全額返金の対象外とさせていただきます。

これは、物品の販売は、トレーニングジム及びトレーニングプログラムの利用と異なり、短期間に大量の物品を購入して使用又は処分してしまうことが可能であり、全額返金の対象が際限なく拡大してしまうおそれがあるためであり、何卒ご理解賜りたく存じます。

当然ながら、ご入会時には、万が一にも誤解がなきよう、ゲストの皆様には全額返金の内容を説明申し上げるよういたします。

上記リニューアルを踏まえた、新たな全額返金保証制度の会則は下記のとおりです。

記

<変更前>

第 26 条（全額返金制度）

1. 会社は、会員から返金の申し出があった場合、会員、トレーナー及び会社の三者で協議した上で、会社が承認した場合には、会員に対して支払い済みの諸費用の全額を返還します。この場合、会員は本クラブを退会したものとみなします。
2. 前項に定める返金の手続きは、必ず来店のうち書面で行うものとし、電話、ファクシミリ、電子メールその他の手段による手続きには応じかねます。
3. 会員が会社と割賦販売契約を締結して諸費用を支払っている場合、支払い済みの諸費用を返金いたします。
4. 会員による会社への返金の申し出は、利用開始日から 1 ヶ月以内（当該日が営業日でない場合はその前営業日とします。）に手続きを行うものとして、それ以降は返金の申し出を行うことができないものとしてします。
5. 本条に基づいて支払い済みの諸費用の返金を受けた会員は、以降本クラブの諸施設を一切利用できません。
6. 以下の各号に定める場合、会員は、本条に基づく支払い済みの諸費用の返金を受けられないものとしてします。
 - (1) 会員の転勤、引越し、仕事の都合、妊娠その他自己都合による退会の場合。
 - (2) 人事異動や病気その他会社の都合により、トレーナーの担当変更が生じた場合。
 - (3) トレーニング当日のキャンセル及び変更が合計 2 回以上ある場合。
 - (4) 前号に定める場合のほか、トレーニング日時の変更が合計 4 回以上ある場合。
 - (5) 食事の報告を行わなかった日が合計 3 日以上ある場合。
7. 前各項の規定に関わらず、会社が販売する物品（健康食品、化粧品類等を含みますがこれらに限られません。）については、第 1 項に基づく全額返金の対象外です。

<変更後>

第 26 条（30 日間全額返金保証制度）

1. 会社は、会員から返金の申し出があった場合、次の各項に従って、会員に対して支払い済みの諸費用の全額を返還します。この場合、会員は本クラブを退会したものとみなします。
2. 前項に定める返金の手続きは、来店のうち書面で行うものとし、電話、ファクシミリ、電子メールその他の手段による手続きには応じかねます。
3. 会員が会社と割賦販売契約を締結して諸費用を支払っている場合、支払い済みの諸費用を返金いたします。
4. 会員による会社への返金の申し出は、利用開始日から 30 日以内（当該日が営業日でない場合は、その翌営業日とします。）に手続きを行うものとして、それ以降は返金の申し出を行うことができないものとしてします。
5. 本条に基づいて支払い済みの諸費用の返金を受けた会員は、以降本クラブの諸施設を一切利用できません。
6. 前各項の規定に関わらず、会社が販売する物品（健康食品、化粧品類等を含みますがこれらに限られません。）については、第 1 項に基づく全額返金の対象外です。

以上

全額返金保証制度に関するリニューアルについては、上記のとおりとなります。
なお、上記会則変更の効力は、本日、6 月 18 日からとさせていただきます。

本リニューアルは、「RIZAP が、世の中に存在するいかなる商品・サービスの中で、最高の減量結果を出し続ける」という強い覚悟のあらわれであり、今後、その覚悟の成果を実績として証明してまいります。